

平成24年度 第2回四街道市環境審議会会議録（概要）

日時 平成24年12月21日(金) 午前9時30分から午前11時30分
場所 四街道市役所 本館5階 第1会議室
出席者 委員 岡本会長 本橋副会長 甘利委員 大瀬委員 大山委員
加藤委員 千代委員 小野沢委員 阿部委員 喜多川委員
永澤委員 丸山委員 山口委員
欠席者 委員 長谷部委員
事務局出席者 杉山部長 竹内次長 黒田課長 石橋主幹
鈴木主幹 慶児副主査 三宅主事 櫻井主任主事
傍聴人 0人

——会議次第——

- 1 開会
- 2 委嘱条交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長選出
- 6 会長あいさつ、副会長指名
- 7 副会長あいさつ
- 8 議事
 - (1) 四街道市環境基本計画策定について
 - (2) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正について
 - (3) その他
- 9 閉会

——会議内容——

市長： 挨拶及び委嘱状交付

事務局： 委員紹介
事務局職員紹介

事務局： 同席している環境基本計画策定委託業者の紹介
市長へ会長が選出されるまでの間、議事進行を依頼

市長： それでは会長が選出されるまでの間、座長を務めさせていただきたいと思
います。どうぞ協力のほどよろしくお願い申し上げます。

四街道市環境審議会条例第4条第2項の規定にはこの会の会長の選出は委
員の互選によるとなっております。ご意見がございましたらご提案をお願い
したいと存じます。

甘利委員： 前期に引き続いて岡本先生に会長をお願いしたらいかかと思ってお
りますのでよろしくお願い致します。

市長： どうもご意見、ご提案ありがとうございます。岡本委員に会長をお願いし
てはどうかというご意見がございましたが他にございますでしょうか。それ
では岡本委員に会長をお願いするという事で決定させていただきたいと存
じます。それでは会長が選出されましたので私はここで座長の任を解かせ
ていただきたいと存じます。どうぞご協力ありがとうございました。

会長： 就任挨拶

事務局： 会長へ副会長選任の指名依頼

会長： それでは副会長のご指名をということですがこの分野で大変見識が深く、
学識の広い本橋先生に是非副会長をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

委員全員： ——— 異議なし ———

本橋委員： 就任挨拶

事務局： 所用により市長退席

配布資料説明

環境審議会開催等に関する説明

環境基本計画書の資料の一部として審議会風景の撮影許可依頼

会長へ議事進行依頼

会長： 本日の会議ですが会議の公開について皆様にお諮りをしたいと思います
いかがでしょうか。基本的には公開をするということになってございますけ
どよろしいでしょうか。

委員全員： ——— 異議なし ———

会長： ありがとうございます。それでは異議なしということでございますので、本日の会議は公開といたします。事務局に確認をいたします。本日傍聴希望者はおりますでしょうか。

事務局： 本日傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

会長： 本日傍聴希望者は来ておられないということですので先に進めさせていただきたいと思います。それでは議題1、四街道市環境基本計画の策定につきまして事務局より説明をお願いしたいのですが少々お待ちください。

本橋委員： 平成3年3月28日にできた四街道市環境基本条例の第二条の(2)に「公害対策に関する重要事項」と書かれていますが平成5年に環境基本法ができ、「公害対策」という言葉は使われなくなっている中で四街道市環境基本条例に記載されていることは環境基本法を無視していることになってしまっているように思えますがどう理解すればよいですか。

事務局： 時代の流れにそぐわない点もあると思いますので適宜見直していきたいと思えます。

本橋委員： 平成5年の環境基本法の中で公害対策基本法は廃止すると書いてあり、これからは環境保全を中心とした環境基本法が活かされないとはいけません。従って公害対策に関する重要事項とわざわざ明記する必要はないのではないですか。

会長： 現在の条例は平成3年に施行されている有効な条例なので手直しには行政上の手続き等がいくつか必要になってくると思います。本日の議事の(3)にその他という項目があるので場合によってはここで事務局にしかるべき対応の検討をお願いしますと言う旨の議論をしたいと思えます。申し訳ありませんが議事にそって進めさせていただきたいと思えます。

それでは議題の1、四街道市環境基本計画策定について事務局よりご報告をお願いします。

事務局： お手元の本日配布した資料に「四街道市環境基本計画策定について」をご覧ください。

現在の環境基本計画は平成10年に策定したものが平成25年度を最終年度としているため、この計画との整合を図りながら平成26年度以降の新しい基本計画を策定するものです。

策定については中段の図、策定体制を基本として行って参ります。環境政策課が事務局となり、庁内の意見集約を図るとともに、市民公募によるワークショップ、アンケート調査により市民の意見集約を図り計画案として策定して参ります。

この審議会につきましては市の重要事項について、市長の諮問に応じてご審議、ご意見をいただく場をございまして事務局でまとめます計画案等について諮問を行い、専門の立場から意見を伺い答申をいただくとするものです。

なお、ワークショップについてはアンケート調査と同様の趣旨で、市民の意見集約の場として設けたものでございまして、募集に応じていただいた市民の皆様により4回会議を開催し、最後に意見、提言等をいただく予定にしています。今までに3回ワークショップを開催しています。ワークショップは3つの分科会を置いてテーマごとに環境課題の抽出、課題についての解決方法についてご討議をいただいています。来年の1月には第4回目の会議を開きましてワークショップとしての意見の集約をお願いする予定としています。

裏面のページをご覧いただきたいと思います。大まかな策定までの工程表を付けています。工程表の作業内容、上段の方から最初に基本的事項の確認、そのあと基礎調査として既存資料調査、アンケート調査、ヒアリング調査、このヒアリング調査というのは庁内各課からの意見集約になりますが、これらの調査結果をもとに、現状分析と課題の整理を行い、これを環境基礎調査として今後まとめる予定です。その結果をもとに計画を策定し、骨子案の作成、素案の作成、さらには計画書の作成を順次行っていく予定です。

先日お配りしました資料1から5は各々の基礎調査と現状分析及び課題整理で、本日お配りした工程表に資料No.1から5と振っていますが各々No.に対応している資料となります。資料の順番から言いますと後ろの方からの説明となりますが、資料の3が既存資料調査結果で、こちらについては既存資料から四街道市の現況について取りまとめたものでございます。それから資料No.4、こちらが市民アンケートの調査結果です。それについて取りまとめたものです。なお併せて小中学生向けのアンケート、事業者向けのアンケートについても実施等していますが作業が遅れており本日の集計結果等についてはご提示ができない状況ですが今後まとまり次第順次報告をしたいと考えております。資料No.4のあとの補足資料の説明を先にさせていただきたいのですがこの補足資料は市民向けアンケートです。前回の審議会で

も市民アンケート（案）ということで提示を致しましたがその後、アンケート（案）について修正を加えていますので最終的に市民にお配りしたアンケートを資料として付けています。

主な変更点につきましては問8を追加しています。また、大項目の3、問14から20までにつきましては前回審議会で色々いただいたご意見などを参考に手を加えています。また、併せて本日の資料として市民アンケート調査票の意図、目的、ねらいも配布しておりますので併せて見ていただければと思います。

資料No.5は環境に関する各課の意見について取りまとめたものです。これらの3つの資料を基に四街道市の現状についてまとめたものが資料No.2です。さらにこれを基に課題の抽出ということでまとめたものが資料No.1です。

全体の工程表から申し上げますと作業工程は若干遅れています。先程話しましたように、まだアンケート調査についても十分にまとまってございません。従いまして本日、ご報告ということでお示ししました資料については一応、中間報告という形になります。全ての資料について今後、事務局で更に遂行を重ねて不足の点や表現について修正は加えていく予定としておりますのでその点についてはご理解いただければと思います。

会長： それではただ今事務局から説明がありました四街道市環境基本計画の策定に関してでございますがこれにつきまして皆様方より質問、ご意見などを頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

小野沢委員： 資料No.2の一番裏についてですが、環境教育学習を推進するという項目の中の環境の現況ということで小中学校5校で環境学習が行われているということですが、ゆとり教育や総合学習の見直しが行われておりますので現在5校ですが今後の見通しはどのようなのでしょうか。

続きまして資料3の17ページの中で7行ほどの文章があり、その7行目で光化学オキシダントに係るところで、「市内には大きな工場が立地していないことから自動車からの排気ガスが主要な原因」と書かれていますが、光化学オキシダントなどの情報を県のホームページを見ておりますと君津や木更津、千葉などで高濃度になり北に向かって移動してきているということもあるので市外からの影響が大きいのではないかと考えており、四街道市の対策としては自動車からの排気ガスがあるかとは思いますが原因としては市外での発生が主要な原因なのかなと考えておりましてこの辺の表記についてご検討いただければと思います。

それから資料3の20ページになりますが自動車騒音調査ということで騒音については全体の資料を見ますと市民の関心が非常に高い項目と考えているところですが、測定地点がローテーションで毎年変わっていったるところですが数値が高いところなどについては継続的にモニタリングして場合によっては対策も必要かと思いました。

会 長： ただいまの小野沢委員の質問について事務局より回答をお願いします。

事 務 局： 1番目の質問にありました環境教育については2011年度において小中学校5校ということですが今後の状況については確認が取れていませんが、教育委員会と連携を図りながらできる限り進めていければと考えております。

資料3にありました大気汚染につきましてはご指摘のとおり大気の問題ですので四街道市だけで完結する問題ではありませんのでご指摘の点については検討させていただきたいと思います。

20ページの自動車騒音についても検討させていただきたいと思います。

会 長： 少し補足しておきたいのですが17ページの(4)の大気汚染のところでも市内にある発生源の1つが原因と考えられると書きますと市に具体的な規制権限が法律上付与されていない場合でも何らかのアクションを取ることが次の基本計画の作成に関して市民から求められることがあると思います。従いまして原因に対する言及については市民からの質問があったときにきちんと答えられるように特にこの問題については県の方がたくさん情報を持っていますし過去にも色々調査をしていますのでそこと四街道市の見解に食い違いが生じないように調整されておいた方が良いでしょう。

それでは他に何かありませんか。

阿 部 委 員： ただ今伺っておりますと、光化学スモッグなどの大気汚染や通過していく自動車の騒音はほとんど外から持ち込まれ、市内では対策の取りようがない問題が多いように思えますが市としてはどのような対応を取られることになるのでしょうか。例えば上空を通過する飛行機の便数を減らしてもらうなどの方法はありますが市の中で対応の取りようがありません。どのようなスタンスで改善していくようにされるのですか。

事 務 局： ご指摘のとおり四街道市だけで解決できる問題ではありませんが、騒音の話の中で航空機騒音の話が阿部委員から出ましたが、国の施策で上空を飛ぶ飛行機ですので四街道市だけが主張しても中々解決には至りませんが、羽田

空港の再拡張後から四街道市の上空を航空機が頻繁に飛ぶようになり、それが騒音の苦情の原因にもなっていますが、県と関係市町と協議会をつくり国に対策を取るようお願いしている状況ですので、一つの方法として少しでも騒音を減らす方向に持っていけるよう働きかけています。

自動車騒音や大気汚染問題は四街道市だけで解決することはできませんが、原因がある程度特定できるものにつきましては、県の担当部局と協議をし、解決策が見いだせるものは解決していくなどまずはそういうことを考えていきたいと思えます。

会 長： 他にご意見はありますか。

本橋委員： 資料4の11ページにおいて四街道市環境基本計画の認知度については、71%が知らないと言っています。15ページにおいて環境基本計画に掲げたこれらの進捗状況に対してどう思いますか、と書かれていますが知らない人も回答しているのか、それとも関心がある、内容を多少知っている、内容を知っていると回答した人たちのみが回答した結果なのか。どう解釈すれば良いのかわかりません。極端に言えば10人のうち3人の回答であると理解してよいのですか。

事務局： 15ページの設問につきましてもアンケート調査の回答をいただいた全員に回答をいただいております。従って環境基本計画の存在を知らない方についても15ページの設問についてお答えいただいております。設問の方で四街道市環境基本計画の中でどうたっございますが、それぞれの項目について例えば、水質汚濁の防止についてはどのように考えているかということ、設問から、満足しているか、やや満足しているか、不満があるかということを選ぶような形で設問を設定しておりますので環境基本計画を知らない方でもその自分の実感として感じていることをお答えいただいたと事務局側としては理解しています。以上でございます。

会 長： 本橋先生の質問について少し捕捉させていただきたいと思うのですが、今回お配りしている資料はアンケートの基本的な集計がやっと終わった段階でしてどの項目とどの項目が関連があるかとか、どういう観点から内容を精査する必要があるか現在事務局で検討しているところです。全項目についてのクロス集計というのは機械的な操作としては可能だと思いますが、特に重要なところを注意深く考察するため、分割表のような形式で精査したデータに対しカイ二乗検定を行い解析を進めるなど慎重な検討をお願いします。など

の意見があれば、事務局にも解析をお願いしたいと考えていますが、まず本橋先生よりご指摘があった項目が第一候補ということになると思います。それ以外につきまして皆様よりご提案があれば、時間と費用の限りはありますが、なるべく事務局側に解析の漏れがないようにこちらとしても指導していきたいと考えておりますので是非ご協力をお願いしたいと思います。

山口委員： 資料3の20ページの自動車騒音についてですが平成16年の3月から平成22年の3月までに色々な箇所で測定していますが、今は平成24年でデータが古いので現状の騒音の状態とマッチしているのか心配です。他の調査結果では平成23年度までのデータがだいたい載っているの少し古いのかなと思います。

会長： 事務局より回答をお願いします。

事務局： 調査項目によっては平成22年度までの結果を23年度にまとめたものが最新のデータという調査項目もありますのでそういうものについては平成22年度が最新のデータになってしまう調査項目もあります。23年度調査についても今年度に速報値という形で出ている項目については今回の資料に載せていますので調査項目によってデータにばらつきがでてしまっています。

自動車騒音についてご指摘がありました点については毎年この場所で測定しているのではなく場所を移動して何年かに一度ずつ違う場所を組み合わせながら実施しているの、四街道市のみを抜粋して見てみますと、千代田5丁目が平成16年で多少古いデータになってしまっているのが現状です。もちろん新しいデータが出ればそれに順次差し替えていきたいと思えます。

会長： 先生よろしいでしょうか。次の質問をお願いします。

丸山委員： 資料3の22ページについてお伺いしたいのですがCO2の排出量について1990年と2007年と比較してあるのですが全国、千葉県、四街道市の3つのデータが並べられていて非常にわかりやすいのですが直感的に思ったのはこのデータは本当かなという感じがします。2007年、2008年は日本としては減退した悪い年でした。最近は良くなっているが景気が悪かったので本当かなというのがあります。

また四街道市がCO2の排出量が1990年比で1.09と書いており9%増えたということだと思いますが、もっと増えているのではないかという気がしています。千葉県も1.27でこのデータもまだ低い気がします。た

だ全国的には非常に悪くなっています、工場で減らした量よりも家庭が増えた量が絶対量としては多い。家庭の消費量の増加は日本全体のCO2削減の足を引っ張ってしまっていてちゃんとこのデータを発表する時は精査して欲しいと思います。

最終的には、家庭に対するCO2削減対策の必要性が指摘できるというのは日本の平均値でも同じことが言えるしほとんど正しいことだとは思いますがこれだけのデータを集められたのですからきちんと解析して将来の計画に役立つよう使って欲しいと思います。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事 務 局： 22ページの温室効果ガスの排出量のデータについては出所がはっきりしているところから持ち出したものですが、委員から指摘がありましたように解析も含めて検証については今後行って参りますし対策についても最初にお話ししましたように検討して参りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

会 長： それでは次に永澤委員をお願いします。

永 澤 委 員： 感想が1つと質問が2つあります。感想でアンケート結果を見ると市民の皆さんは関心を持っていないのかなという感じの答えに集中している。それだけ困っていない、改善する意欲がない。決してボーっと生きているわけではないでしょうけど中庸を得た内容なのかなと思います。したがって行政をNPOがリードしていかないと良い計画や実施はできないと思います。

質問は資料2の6ページの環境学習の箇所についてですが、私は現在市内の小さな団体の中で市内の小学校12校と市内に82ある自治会を回って環境学習をやっていますが市民の方はあまり関心がありません。私たちは地球温暖化防止ということを幟にしていますがこれだけマスコミが騒いでもそうそうは夏が暑いといっても死ぬほど暑くなるわけではない。また隣近所のおじさんやおばさんを見ても特に何もやっていない。従って私もやらない。というようなことではないかと私は思っています。

私たちは今までずっと10年近く小学生と自治会の大人の方を相手にしていますが大人の方はあまり関心がないので子供達だけには幼いうちに心に環境に対する意識を持ってもらうのは良いのではないかとということで十数人のメンバーで燃えて活動しています。

環境学習に関して6ページに2011年度に小中学校5校で水に関する環

環境学習が行われていると書いてあります。その詳しい内容は資料3の26ページに書いてありまして四街道市内の小中学校では印旛沼流域水循環健全化計画に基づいてやっているそうです。そこで質問の1つは具体的にどんなことをやっているのか。表5の1を見ると全校でやっているわけではなくしかもテーマが大きい。実際子供達がどんなことをやるのか。なぜ全校でやらないのかお聞きしたいです。

それから資料2の6ページに庁内ヒアリング結果概要とあり、24年度実施中の事業ということで、小中学校を対象に屋上に設置した風力発電装置を基に説明会を実施と書いてあります。しかし私が22年度に環境審議会の委員をやったときに風量発電装置を設置するという話があり、そんな装置付けてもつまらないと私1人が言ったのです。四街道市の財政が厳しいということもありそんな装置を付けて何になるのか、他に先進的な町や市で風力発電はあるからそこに見に行けばどうかと言ったのですが多勢に無勢で決まったのです。

つまり1つは印旛沼に関する環境学習とはどんなことをやっているのか。なぜ数校だけしかやっていないのかの回答をまずお願いします。もう十数年経っていますので。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事 務 局： 今のご質問の点につきましては各課でどのような環境に関する取組を行ってきたか各課から文書で提出してもらったものをまとめたもので詳細についてはヒアリングを重ねて確認をしていきたいと思えます。

永 澤 委 員： 庁内ヒアリング結果について風力発電装置を付けて子供達に学習させているということですがどこの学校に付けているのでしょうか。

事 務 局： 6ページの屋上に設置した風力発電装置とは市役所の屋上に小型風力発電装置が設置してありまして、それを市内の小中学生にそれを見に来てもらって職員が装置について説明をしているところでございます。

永 澤 委 員： あれから2年しか経っていないですが今や風力発電よりも太陽光発電の方が盛んになっていますが市役所の風力発電装置はちゃんと稼働していますか。小さい装置だと故障してしまいがちですが。どこかの市を見に行つてそれを参考にして設置したとおっしゃっていましたよね。

事務局： 自然エネルギーを使うための啓発活動を行うということで設置したのですが現在もどれくらい発電しているか手元に資料を持ち合わせていませんが発電はしています。

会長： それでは次に喜多川委員お願いします。

喜多川委員： 資料2の5ページの中で例えば、地球温暖化ガスについての取組ということで一般家庭と事業所、そして行政組織等に取り組んでおられると拝見しております。そういうことで一番下の欄ですが地球環境を保全する上で主要施策の成果が空欄になっていますがこれは先程ご説明がありました後でまとめられるということですか。

それから平成24年度実施中の庁内ヒアリング結果の概要ということで、例えば電気、ガス、上水、ゴミ、ガソリン、紙の削減などをやっておられると思うのですがそういう内容がここに網羅されるのかどうか確認ということで質問しました。

会長： 事務局より回答をお願いします。

事務局： ご指摘していただいた点についても検討を重ね不足の分については加えてまいります。

会長： それでは次に大瀬委員お願いします。

大瀬委員： 資料3について小さなことなのですが大気汚染の箇所について県平均なのか市平均なのかわかりませんが水質や騒音等についてはどこで測定したのかが書かれていますが大気汚染については書かれていないので測定場所を書かれた方がよろしいかと思えます。

それから大気や水質等についてはですが10年間のデータをまとめられていますが、この計画はかなり長期の計画になりますので例えばもう少し昔の20～30年前のデータはあると思えますからそちらの記載についても検討されてはいかがかと思えます。

会長： 事務局より回答をお願いします。

事務局： 場所については記載をいたします。データについても確認して載せられる古いデータがあれば記載していきたいと思えます。

会 長： それでは次に甘利委員お願いします。

甘利委員： 1つ気になっているのが四街道市内において放射能汚染のホットスポットは顕在していないと認識しているのですが、市民の方からは放射能に関する心配をする意見が自由意見のところ記載されていないかどうか。

それともう1点ありまして私の記憶では今年の6月だったと思いますが環境基本法の中で放射性物質適用除外の条文が削除されておりますので今後放射能に関する環境基準や規制基準、排出基準が出るのかわかりませんが今後展開してくると思います。放射能に関しては長い期間の計画を策定されるわけですので避けて通れないのではと思っているのですがその点についていかがでしょうか。

事務局： 自由意見については現在まとめている最中ですが見た限りでは放射能に関する自由意見はございませんでした。四街道市は放射線量の値が低いということで今年度に入ってから市民からの放射線に関する問い合わせ等もかなり少なくなってきました。測定器につきましても、貸出を行っていますが貸出の頻度がかなり低くなっています。環境基本計画に放射能関係の記述も必要になってくると思いますので今後検討させていただきたいと思えます。

会 長： それでは次に本橋委員お願いします。

本橋委員： 平成10年度に作った四街道の環境基本計画でいろんな政策を掲げたと思えます。それが今回改正するにあたりどれほど政策が進捗したのか。平成10年に作った環境基本計画の中の施策は何が問題だったのかを全部洗い出した上で、それをベースにしてこれから作る環境基本計画はこうあるべきだと提案するのが普通かと思えます。今アンケートの結果を見てあれこれ議論しても先に進まないと思えますし同時に我々自身も平成10年度にどういう政策、施策を掲げたかを知りたい。それに対して非常にまずかった点、良かった点、今後やらなければならない点、そういう問題点をちゃんと羅列してくれるのが筋ではないでしょうか。いきなりアンケート結果はこうでしたと言われてもアンケート結果の善し悪しであって環境基本計画とはかなりかけ離れた話になってしまっている。是非とも平成10年度に作った環境基本計画の施策がどのような形で功罪があったかということをある程度取りまとめて示してもらいたいなという感じがしています。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事 務 局： ご指摘の点については今回はアンケート調査等についても中間の集計報告にしかありませんので、今後現計画の洗い出し等についても含めて提示して検討しながら検証していきたいと思います。

会 長： それでは次に大山委員をお願いします。

大 山 委 員： 最近新聞にも出ましたが羽田と成田で合わせて30万回とか近隣市町村で打ち合わせされているという記事も載っておりました。低価格の飛行機で飛ぶ回数もどんどん増えています。今話がありました10年に作った基本計画と様変わりになると思いますね。

今後の長期計画で四街道は特にみのり町の方の騒音が激しいということで昼間は今の時期はうるさく感じないが長期的に何万回増えるのか見通しを付けておかないとアンケートに載らない人の意見もまだあると思います。事前に国の方で調査してこういう見通しになるということを推定してもらわないと対応ができなくなる。

私は製鉄所に勤めていた時、製鉄所の中はキーンという音がよく響いていましたがその時耳栓が有効だと感じました。全ての人に効果があるのか、希望者がいるのかどうかの問題はありますが耳栓は200円くらいで購入でき、眼鏡と同じような感覚で付けられることから個人に対し耳栓を配付することを提案したいと思います。家の改造費用と比較しても安いので特に航路の下に住民に対して配付することが必要だと思います。

それから騒音問題についてですが平成10年に測定したクリーンセンターの騒音と東関沿いの騒音とではクリーンセンターの資料によれば東関道沿いの自動車騒音の方が大きいと聞いております。クリーンセンターの騒音の問題はほとんどないような状況のようですが今後、航空機騒音問題やクリーンセンターの合同処理に伴い発生する騒音問題等を複合して考えた場合、騒音問題は軽減されるのかなどの長期推計が必要なのではないのでしょうか。それに対して住民の意見がどうなるのかということも問題だと思います。

それからゴミ処理問題についても回収車の量の問題等もあるのでその辺を十分計画の中に盛り込んでおく必要があるのではないかと感じました。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事務局： 今後いろいろと進めていく中で貴重なご意見を伺っていきたいと思います。

会長： それでは次に小野沢委員をお願いします。

小野沢委員： 先程の永澤委員の感想にもございましたが、アンケート等の資料の説明を聞くと永澤委員のおっしゃるとおり市民の関心が低いという表現で良いのかどうかの問題はありますが、四街道市のご努力にもよりましてある程度満足されている部分もあるのかなという感想を持っています。そういう意味で永澤委員がおっしゃられたように行政のリードも必要かなと思います。そうなりますと当初説明して頂きました工程表によりまして今後、体系検討を行いまして更に骨子案を作成していくことになると思いますが、少しそういうイメージが湧きにくい部分がございます、例えば四街道市の総合計画のようなもの、あるいは関連する計画のようなもので直近である程度方向性を出しているようなものがあればそういうものも参考にさせていただきたいと思っておりますので資料として今後の会議でお示しいただければと思います。

会長： 事務局より回答をお願いします。

事務局： 四街道市の総合計画でございますが、当課で作っている環境基本計画の策定と並行して行っておりまして、総合計画の方も環境基本計画と同じ24年度と25年度の2ヶ年で策定する予定で、総合計画と整合性を図った上で環境基本計画を策定していきたいと考えております。

会長： 総合基本計画の中でも環境に関連する項目が含まれておりましてそちらの方の策定事務局も庁内ヒアリングで環境政策課の意見も聞いて進めていると思いますので、同じ行政体の中ですので連携は取れていることを期待しています。もし委員の方から整合性が不十分ではないか、年度進行の対応をもっと良くした方がいいとか色々ご意見いただければ事務局の方にもそのように努力していただきたいと私の方からもお伝えしたいので是非ご協力をお願いします。

他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

加藤委員： 国や県の環境基本計画との整合性も図るということが目的にも書かれていて、具体的には工程表の作業内容でいうと整合性を図る作業がどこに入ってくるのか確認をさせていただきたいです。

事務局： 工程表の作業内容で言う基礎調査等が終わりました後、今後計画の具体的な策定に入っていきますが、具体的に整合性という項目はないのですが策定の中で国、あるいは県の環境基本計画の整合性を合わせて検討していきたいと考えています。

会長： それでは次に千代委員をお願いします。

千代委員： 資料2についてですがこれは現行の計画に則してどんな政策の成果があったのか、今どんなこと業が実施されているかについて一応体系付けられて整理はされていると思いますが細かく見ていくと、例えば緑の保全に関する取組について色々なところに関わってくるわけですね。そこがしっかり整理されているかなというところで疑問を感じています。各課からは色々なことが上がってくるとは思いますけどもどういう風に体系付けて成果をまとめるかということが重要じゃないかと思えます。その成果をまとめたことを踏まえて次の計画に反映させていくことになろうかと思えますのでそこをしっかりとられた方がいいのではないかと思います。

それと長期的目標、施策の展開方針というような形でかなりの多項目にわたって体系付けられていますけども、関連するところが随分ありますのでもう少し整理された方がすっきりした新しい計画になっていくのではないかと思います。

会長： ご意見ということなんです事務局より何か補足説明等はございますでしょうか。

事務局： 貴重なご意見として承りましたので、この意見についても精査はしていきたいと考えております。

会長： それではだいぶ時間も経過しましたので、今回の報告は中間の取りまとめということで今後の最終の取りまとめに向けて事務局で作業を続けていると思えますので、その中で皆さんから頂戴したご意見、疑問点を精査しまして次回の報告の際に最大限、皆さんから頂戴しました疑問点が解決できるような報告を次回事務局にお願いをしたいと考えています。皆様方ご議論どうもありがとうございました。

会長： それでは続きまして本日の議題2の方に移らせていただきたいと思います。四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する

条例の一部改正についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 議題の2点目ですが四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例ですが市内における土砂の埋立等による土壌の汚染、及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことによって市民生活の安全を確保し、市民生活環境を保全することを目的とした条例でございます。

土砂等の埋立等に供する面積が500㎡以上になる場合には申請が必要となりまして市はその申請内容を精査しまして許可をすることとなります。安全基準につきましても規則で定めておりまして土砂等の埋立に使用される土砂等については全て安全基準をクリアーしたものでなければならないということになっております。今回の条例の一部改正については市の市民参加条例において審議会に意見を求めることとなっております、議案として提出させていただきます。

四街道市暴力団排除条例の施行に伴い、当市の残土条例の許可に当たっても暴力団員を欠格要件に含めるなど市残土条例の規制強化を行うために改正するものでございます。改正内容についてはお手元にお配りしておりますが条例第11条に許可の基準がございます。第1項第1号に規定する申請者の欠格要件に次のものを追加するというので、(ア)から(オ)までの5点を追加するものでございます。(ア)としまして四街道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等です。第2条第3項でございますが、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを言う。ということでございます。(イ)としまして未成年者でその法定代理人(法人の場合はその役員を含む。)が暴力団員等の欠格要件に該当するもの。(ウ)といたしまして法人で、その役員、その使用人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの。(エ)といたしまして個人で、その使用人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの。(オ)といたしまして暴力団員等がその事業活動を支配するもの。ということでこの5点を許可の基準の欠格要件に追加するものでございます。

お配りしている改正案と現行の新旧対照表でございますが、現行の文中に(2)となっている箇所は申し訳ありませんが(1)でございます。次のページに移りまして(ウ)から(コ)ということで5点を追加させていただくものでございます。また、第23条の許可の取消しでございますが現在は欠格事項が(ア)から(オ)となっておりますが、(ア)から(コ)までのいずれかに該当したときということでこの部分を一部改正とさせていただきます。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。それではただいま事務局からのご報告につきまして皆様方より質問、ご意見等を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。それでは永澤委員お願いします。

永澤委員： 私たちは日常あまり暴力団と接することがないのでわかりませんが実際に四街道市や近隣自治体において暴力団が埋立事業を生業にして資金を得ているので四街道市も早めに追加して規制を強化するということですか。資金を提供することは悪いことですがものすごく事業を安くやってくれるなど、何か暴力団が関係して良いことはないのですか。

事務局： 千葉県としても暴力団の排除について条例を制定して、千葉県が持っております県の残土条例についても暴力団の排除ということは条項に加え施行しております。具体的内容についてははっきりと確認はしていませんが暴力団の排除は社会的な流れの中で必要であるということで今回改正を行うものがございます。

永澤委員： 実害はないということですね。

事務局： とくには把握しておりません。

会 長： 次に大山委員お願いします。

大山委員： 私は不法投棄監視員を長くやっている関係で市内のほとんどを回っておりますが、一部の事業許可を得たところで深さ2mくらい、周囲20m近くの土地を入れ替える事業がありましてその報告を市の方にしておりますが入れ替えた後、持ってきた色を見てもと全然土地の質が違いまして真っ黒い土を持ってきています。畑の土を外に持ち出し本来の地面の土地の質と違う質の土を入れてその上にまた覆土し、農地の形状になっているところも見ています。それから、現在長岡のパークゴルフ場を改造してありますがそこに持ってこられる土砂を見ていると、かなり江戸川の方から持ってこられています。土砂の質が違う土を持ってきています。そのような土を本当に埋立に使用していいのか問題があります。看板等を表示していないことも多く、瓦礫類を集めて山積みになった状態で開店休業になっている場所も市内に多いです。それが山になって草が生えて自然の丘になっているところもあります。そういうのをどうするかは市の大きな問題だと思います。許可業者が期限内にやってたからといっても埋立でているものはこういうものだと市が把握していないと問題だ

と思います。それから集めた後の後始末が長期にわたってなされずその状態で解散していなくなってしまう会社も多いのでこれから長期にわたる市の計画の中にその辺の対応を入れていかなければならないと思います。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事 務 局： 貴重なご意見として伺いたいと思います。現在もこれからも残土条例に基づき申請が上がってきた事業についての土壌土質については全て調査報告書を提出させて確認をしております。それから今回の条例改正によりまして暴力団を排除するわけですがそれについては今後申請が上がってきた時点で警察に確認をして確認が取れた時点で欠格要件に当たるか当たらないかを判断するということになりますので今後はこの条例に則って排除されるということになってくると考えております。

会 長： 大山委員をお願いします。

大 山 委 員： 中の土地を外に出して外から異質の土砂を持ってきてそのまま更地にしておく必要があったのかどうかですね。良い土砂を持っていき悪い土砂を持ってきてということかもしれませんのでその辺は県の管轄であったりするかもしれませんが市もタッチしていかないと同じようなケースがまたあると思いますので注意をした方が良いのではないかと思います。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事 務 局： 経過についても注意をなるべく払っていきたいと思います。

会 長： 他にご意見ご質問はいかがでしょうか。加藤委員をお願いします。

加 藤 委 員： 新しい方の条例において第11条第1項第1号の「(カ) 未成年者で～」という部分と「(コ) 営業に関し～」の部分において(コ)のところでは「(ア) から(ケ)までのいずれかに該当するもの」ということで(カ)の内容も含まれるのですが未成年者に対して(コ)が(カ)をまた該当するという部分が良くわからなかったのですが。

会 長： 事務局より回答をお願いします。

事務局： 再度確認をさせていただきますが未成年者であっても暴力団員に該当する
場合にあつては排除するという趣旨で文言を設けておりますが今のご指摘に
ついては再度確認をさせていただきます。

会長： それでは一番最後の加藤委員からのご指摘については事務局の方で再度精
査をするということですのでそのことも含めて基本的には事務局の原案どお
りによろしいということではいかがでしょうか。

委員全員： ——— 異議なし ———

会長： ありがとうございます。それでは事務局は条例の改正を進めていただき
たいと思います。どうもみなさんありがとうございます。他に何かござい
ますでしょうか。本橋先生は先程一番最初に出ました条例案の「公害」とい
う表現がありました。議事の（３）の「その他」のところが必要であればご
助言いただきたいと思います。それでは議題の（２）が終わりましたので議
題の（３）の「その他」についてですが本橋先生もしご意見がありましたら
お願いします。

本橋委員： 先程言ったように平成３年３月２８日にできた四街道市環境審議会条例の
内容を、公害対策から環境の保全という主旨で平成５年にできた環境基本法
の内容に普通は直すべきではないでしょうか。そうするとおのずから四街道市環
境審議会条例の第２条第１項第２号の文言は消えてきてその作業をすべきで
あるということでございます。

会長： 事務局より回答をお願いします。

事務局： ご指摘のありました点につきましては他市の条例等も参考にして随時検討
を重ねて必要に応じて改正していきたいと考えております。

会長： 他にご意見はありますか。千代委員お願いします。

千代委員： 確かに環境基本法という法律に変わっていますが基本法の中で公害という
事象もきちんと位置付けられていると思います。そういう中でかなりひどい環
境上の問題が起きた場合は公害対策ということで当然そのようなテーマが出
てくる可能性はあるんじゃないかなと私は思っています。

会 長： 事務局の方はいかがでしょうか。

事 務 局： いずれにしても検討していきたいと思います。

本 橋 委 員： 平成5年の環境基本法の中に公害対策という言葉はあります。それは環境基本法の中で公害対策をやるという意味ではなく典型7公害のことを意味していることであって、環境基本法の中でこれから公害対策を行います、それを方針とします、ということは訴えてないと思います。私の読み違いかどうかはわかりませんが。

会 長： それでは両先生からいただきましたご意見を参考にしてもう一度法律の文書、市の条例等の文言を精査しましてどのように検討する必要があるかということをお次回ご報告いただくということによろしいでしょうか。

委 員 全 員： ——— 異議なし ———

会 長： 他にご意見ご質問はいかがでしょうか。本橋委員お願いします。

本 橋 委 員： 私は柏に住んでいるのですが朝から晩まで放射能の話題ばかりです。四街道の状況はどうなっているのでしょうか。

事 務 局： 現在の状況から申し上げますと先程お話ししましたように市民からの問い合わせ等ほとんどございません。それから市内で6ヶ所毎月定点観測を行っておりますが、地上50センチで概ね0.10マイクロシーベルトかそれ以下の数値でございます、市民に貸出ための測定器の需要もほとんどない状況であり、それ程大きな問題にはなっていないと私は感じております。現状ではそういう状況でございます。

本 橋 委 員： 何地点で観測しているのでしょうか。

事 務 局： 市内6地点で毎月観測しております。また小中学校については3ヶ月に1回ずつ観測しております。前は10月に測定を行いました。特に問題となる場所はありませんでした。小中学校、幼稚園、保育園で約50ヶ所くらい測定しておりますが特に問題となる場所はありませんでした。

本 橋 委 員： 他市からの搬入はあるのでしょうか。柏市の場合は植木とか葉っぱとか切

った残渣を一切業者は持っていきません。例えば柏市に住んでいて茨城から植木屋さんを頼んだとして剪定した枝を柏のものは一切受け入れませんという理由で持っていきません。四街道市もそのような形を取っているのでしょうか。

事務局： 枝の剪定の件ですが市内で発生したものについてはクリーンセンターがご
ざいますのでそちらの方で処理しているという状況でございます。他市から
は事業系のゴミも含めて入ってきていないという状況でございます。

会長： 他にご意見あるいは審議をしたいその他の事項をお持ちの委員の方はいら
っしゃいますでしょうか。それではこれで議事が終わりますので次は事務局
の方をお願いしたいと思います。事務局より何かございますでしょうか。

事務局： 事務局からは次回の日程についてご説明させていただきます。先程会長
の方と調整させていただきまして次回の日程の予定といたしましては3月22
日の金曜日の午前10時からということで予定させていただきたいと思いま
すのでよろしくお願いします。以上でございます。

会長： 皆様よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。ありがとうございます
です。それではないようでございますので本日の議事は無事終了いたしました。
どうも皆様方ご協力ありがとうございました。